

## 公益財団法人日本セーリング連盟 評議員会運営ガイドンス

### 第1条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における定款第4章に定められている評議員会の開催と運営を効率的に行うために、関連する事項について取りまとめたものである。

### 第2条 (評議員会の構成)

評議員会は、定款第15条に基づき、全ての評議員をもって構成する。

### 第3条 (評議員会の招集)

定時評議員会は、毎年の事業年度が終了する3月31日後3か月以内となる6月中に開催する。

2 評議員会は、定款第18条第1項の規定により、会長が招集する。

3 会長は、評議員会に諮る審議事項について、評議員会開催の2週間前までに審議事項等並びに開催日時、場所等の必要な事項を評議員に通知すると共に、連盟のウェブサイト公表するものとする。

4 加盟団体又は特別加盟団体は、事前に審議事項等について書面で意見を述べる事ができる。その場合、評議員会開催の1週間前までに連盟事務局へ提出するものとする。

5 評議員会の議長は、定款第18条第3項の規定により、評議員会においてその都度互選する。

### 第4条 (評議員会の決議)

定款第16条（権限）に基づき、決議が必要な事項について審議する。

2 出席評議員数（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く）過半数を持って議決を行う事項は下記の通り。

- ・理事の選任又は解任及び監事の選任
- ・理事及び監事の報酬等の額
- ・評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ・残余財産の処分
- ・その他評議員会で決議するものとして法令又は、定款で定められた事項

3 現評議員数（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く）の3分の2を持って特別決議を行う事項は下記の通り。

- ・監事の解任
- ・定款の変更
- ・基本財産の処分又は除外の承認
- ・その他法令で定められた事項

4 評議員会の議事については、定款に定める特別議決は評議員数の2/3以上、それ以外のものは出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 評議員会は、評議員現在数の過半数以上の者の出席がなければ開会し、議決することができない。また、委任状による出席は認められない。

6 評議員会には、会長又は議長の判断により、委員会委員長等を出席させ、報告を受けるとともに、意見を述べさせることができる。

7 評議員会に出席した委員会委員長等は、議長の許諾を得て、意見を述べることができる。

## 第5条（議事録）

評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 評議員の現在数、出席者数及び出席者氏名。
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、評議員会において選任された議事録署名人2名以上、ならびに会長が署名、押印し、これを保存しなければならない。
  - 3 評議員会は、評議員会の議事録を会議終了後1か月以内に連盟のウェブサイトを通じて公表するものとする。

## 附則

1. このガイダンスは 平成24年 5月26日に制定され、平成24年 6月 1日から施行される。
2. このガイダンスは、平成24年12月 8日から、改正施行される。